

令和 6 年 3 月 1 日 提出

今治市議会定例会（第 2 回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
10	令和6年度 今治市一般会計予算	別冊
11	令和6年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
12	令和6年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
13	令和6年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
14	令和6年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
15	令和6年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
16	令和6年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
17	令和6年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
18	令和6年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
19	令和6年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
20	令和6年度 今治市水道事業会計予算	〃
21	令和6年度 今治市簡易水道事業会計予算	〃
22	令和6年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
23	令和6年度 今治市下水道事業会計予算	〃
24	今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	1
25	今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	7

26	今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	19
27	今治市庁舎構内駐車場条例の一部を改正する条例制定について	43
28	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	47
29	今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	51
30	今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	59
31	今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定について	65
32	今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	71
33	今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例制定について	77
34	今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例制定について	91
35	今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例制定について	105
36	今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て	157
37	今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	177

38	今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について	181
39	今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	185
40	吉海町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する 条例制定について	191
41	市営土地改良事業の施行について（大畑地区）	195
42	市営土地改良事業の施行について（登畑地区）	199
43	市営土地改良事業の施行について（神宮地区）	203
44	船舶交通特別会計への繰入れについて（令和6年度）	207
45	港湾事業特別会計への繰入れについて（令和6年度）	209

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市総合戦略推進会議、今治市デジタル戦略会議、今治市海事都市推進会議及び今治市下水道事業審議会を設置しようとするもの。

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

今治市総合戦略推進会議	今治市まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域再生計画及び今治市定住自立圏共生ビジョンに関する事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	20人	
今治市デジタル戦略会議	デジタルトランスフォーメーションの推進に関する重要事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	10人	2年
今治市海事都市推進会議	海事都市推進についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	20人	
今治市下水道事業審議会	下水道事業に関する重要事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	10人	3年

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市執行機関の附属機関設置条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表（第2条、第3条、第5条関係）					別表（第2条、第3条、第5条関係）				
附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事項	構 成 の 数 の 定 限	任期	附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事項	構 成 の 数 の 定 限	任期
市長	略				市長	略			
	今治市中 心市街地 創生デザ イン会議	中心市街地の 活性化及び都市 デザインに關す る事項について の調査、審議及び 市長に対する意 見の答申に關す る事項	15人	2年		今治市中 心市街地 創生デザ イン会議	中心市街地の 活性化及び都市 デザインに關す る事項について の調査、審議及び 市長に対する意 見の答申に關す る事項	15人	2年
	今治市総 合戦略推 進会議	今治市まち・ひ と・しごと創生総 合戦略、地域再生 計画及び今治市 定住自立圏共生 ビジョンに關す る事項について の調査、審議及び 市長に対する意 見の答申に關す る事項	20人						
	今治市デ ジタル戦	デジタルトラ ンスフォーメー	10人	2年					

	略会議	シヨンの推進に関する重要事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項							
	今治市海事都市推進会議	海事都市推進についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	20人						
	今治市下水道事業審議会	下水道事業に関する重要事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	10人	3年					
教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	2年	教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	2年
	略					略			

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年今治市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1中

「

1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
1の2 市長	今治市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年今治市条例第133号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	今治市特定住宅条例（平成17年今治市条例第236号）による特定住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	今治市特定公共賃貸住宅条例（平成17年今治市条例第237号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	今治市再開発住宅条例（平成17年今治市条例第238号）による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	今治市定住促進住宅条例（平成17年今治市条例第239号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの

」

を

1	市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	今治市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年今治市条例第133号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	今治市営住宅条例（令和5年今治市条例第18号）による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

別表第2の3の項特定個人情報の欄中「今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）による市営住宅、今治市特定住宅条例による特定住宅、今治市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅、今治市再開発住宅条例による再開発住宅、今治市定住促進住宅条例による定住促進住宅若しくは今治市小集落改良住宅条例（平成17年今治市条例第240号）による小集落改良住宅の管理に関する情報」を「今治市営住宅条例による市営住宅の管理に関する情報」に改め、同表5の項特定個人情報の欄中「保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」の次に「障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報」を加え、同表7の項を次のように改める。

7	削除	
---	----	--

別表第2の14の項から17の項までを次のように改める。

14	削除	
15	削除	
16	削除	
17	削除	

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

「参 考」

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する<u>特定個人番号利用事務</u>をいう。</p> <p>(7) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する<u>利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u> _____を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u> _____であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <hr/>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u> _____の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p>

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

3 次の表の第1欄に掲げる法別表第2の項番号に該当する同表の項の特定個人情報欄に定める主務省令が定められるまでの間、次の表の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

法別表第2の項番号	執行機関	事務	特定個人情報
16	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による障害を

法別表第2の項番号	執行機関	事務	特定個人情報
16	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による障害を

						る事務であって規則で定めるもの	有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
				50	市長	国民年金法による保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
				57	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
				66	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）であって規則で

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	今治市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年今治市条例第133号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	今治市営住宅条例（令和5年今治市条例第18号）による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの

			定めるもの
75	市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金関係情報であって規則で定めるもの

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
1の2 市長	今治市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年今治市条例第133号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	今治市特定住宅条例（平成17年今治市条例第236号）による特定住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	今治市特定公共賃貸住宅条例（平成17年今治市条例第237号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	今治市再開発住宅条例（平成17年今治市条例第238号）による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	今治市定住促進住宅条例（平成17年

今治市条例第239号)による定住促進
住宅の管理に関する事務であって規
則で定めるもの

6 市長 日本国民に対する生活保護に準じた
取扱いによって実施される外国人保
護に関する事務であって規則で定め
るもの

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1～2	略	
3 市長	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であって規 則で定めるも の	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号)による身体障 害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉 に関する法律(昭和 25年法律第123号)に よる精神障害者保健 福祉手帳又は知的障 害者福祉法(昭和35 年法律第37号)にい う知的障害者に関す る情報(以下「障害者 関係情報」という。) 又は今治市営住宅条 例による市営住宅の 管理に関する情報

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1～2	略	
3 市長	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であって規 則で定めるも の	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号)による身体障 害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉 に関する法律(昭和 25年法律第123号)に よる精神障害者保健 福祉手帳又は知的障 害者福祉法(昭和35 年法律第37号)にい う知的障害者に関す る情報(以下「障害者 関係情報」という。) 又は今治市営住宅条 例(平成17年今治市 条例第235号)による 市営住宅、今治市特 定住宅条例による特 定住宅、今治市特定 公共賃貸住宅条例に

		 (以下「市営住宅等 関係情報」という。) であって規則で定め るもの			 による特定公共賃貸住 宅、今治市再開発住 宅条例による再開発 住宅、今治市定住促 進住宅条例による定 住促進住宅若しくは 今治市小集落改良住 宅条例（平成17年今 治市条例第240号）に よる小集落改良住宅 の管理に関する情報 (以下「市営住宅等 関係情報」という。) であって規則で定め るもの
4 略			4 略		
5 市長	今治市営住宅 条例による市 営住宅の管理 に関する事務 であって規則 で定めるもの	国民年金関係情報、 児童扶養手当法によ る児童扶養手当の支 給に関する情報（以 下「児童扶養手当関 係情報」という。）又 は介護保険法（平成 9年法律第123号）に よる保険給付の支 給、地域支援事業の 実施若しくは保険料 の徴収に関する情報 （以下「介護保険給 付等関係情報」とい う。）、障害者関係情	5 市長	今治市営住宅 条例による市 営住宅の管理 に関する事務 であって規則 で定めるもの	国民年金関係情報、 児童扶養手当法によ る児童扶養手当の支 給に関する情報（以 下「児童扶養手当関 係情報」という。）又 は介護保険法（平成 9年法律第123号）に よる保険給付の支 給、地域支援事業の 実施若しくは保険料 の徴収に関する情報 （以下「介護保険給 付等関係情報」とい う。）

		報、生活保護等関係 情報、地方税関係情 報であって規則で定 めるもの
6 略		
7 削除		
8～13の2 略		
14 削除		
15 削除		
16 削除		

			___であって規則で定 めるもの
6 略			
7 市長	今治市小集落 改良住宅条例 による小集落 改良住宅の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	国民年金関係情報、 児童扶養手当関係情 報又は介護保険給付 等関係情報であって 規則で定めるもの	
8～13の2 略			
14 市長	今治市特定住 宅条例による 特定住宅の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	障害者関係情報、生 活保護等関係情報、 地方税関係情報、国 民年金関係情報、児 童扶養手当関係情報 又は介護保険給付等 関係情報であって規 則で定めるもの	
15 市長	今治市特定公 共賃貸住宅条 例による特定 公共賃貸住宅 の管理に関す る事務であっ て規則で定め るもの	障害者関係情報、生 活保護等関係情報、 地方税関係情報、国 民年金関係情報、児 童扶養手当関係情報 又は介護保険給付等 関係情報であって規 則で定めるもの	
16 市長	今治市再開発	障害者関係情報、生	

				住宅条例による再開発住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	活保護等関係情報、 地方税関係情報、国 民年金関係情報、児 童扶養手当関係情報 又は介護保険給付等 関係情報であつて規 則で定めるもの
17 削除			17 市長	今治市定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報、生 活保護等関係情報、 地方税関係情報、国 民年金関係情報、児 童扶養手当関係情報 又は介護保険給付等 関係情報であつて規 則で定めるもの

今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

- 1 在宅勤務等手当を定めようとするもの。
- 2 人事院の給与勧告に鑑み、会計年度任用職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。
- 3 会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(今治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第12条第2項第2号中「額（」の次に「第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「のうち、」を「（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。」）を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第13条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(今治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「給与条例第31条第1項」の次に「又は会計年度任用職員給与条例第26条の2第1項」を加える。

(今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第3条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第8条の2 給与条例第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当に

ついて準用する。

第16条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬)

第16条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第13条の2に規定する在宅勤務等手当の例により計算して得た額の報酬を支給する。

第17条第1項中「パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第26条第1項中「以下」の次に「この項から第3項までにおいてこれらの日を」を、「在職するもの」の次に「の」を加え、同条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 勤勉手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるものを含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもののうち、市長が規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前条第3項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、給与条例第29条中「前条第1項」とあるのは「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条

及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職務 の級	行政職 (一)		医療職 (一)	医療職 (二)		医療職 (三)		福祉職	
	1級	2級	1級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	885,000	167,200	202,800	183,500	211,000	176,900	223,400
2	163,200	209,700	887,800	168,600	204,400	184,900	212,900	178,100	225,100
3	164,400	211,400	890,600	170,000	205,900	186,400	214,900	179,300	226,900
4	165,500	212,900	893,400	171,400	207,300	187,800	216,800	180,500	228,600
5	166,600	214,400	896,000	172,700	208,800	189,300	218,800	181,400	230,300
6	167,700	216,200	898,500	174,500	210,000	190,800	220,600	182,900	232,000
7	168,800	217,900	901,000	176,200	211,200	192,300	222,400	184,300	233,700
8	169,900	219,600	903,500	177,800	212,400	193,800	224,100	185,700	235,000
9	170,900	221,100	906,000	179,400	213,800	195,000	225,800	186,800	236,700
10	172,300	222,600	908,500	181,100	215,300	196,700	227,200	188,200	238,200
11	173,600	224,100	911,000	182,700	216,800	198,300	228,500	189,600	239,500
12	174,900	225,600	913,500	184,600	218,300	199,800	229,400	191,000	240,700
13	176,100	226,800	916,000	186,000	219,700	201,200	230,800	192,400	242,000
14	177,600	228,200	918,500	187,800	221,200	203,200	231,800	193,700	243,300
15	179,100	229,600	921,000	189,800	222,700	205,300	232,800	195,100	244,600
16	180,700	231,000	923,500	191,600	224,200	207,300	233,700	196,400	245,800
17	181,800	232,400	926,000	193,500	225,500	209,300	234,800	197,800	247,000
18	183,200	234,000	928,800	194,700	226,800	211,300	236,200	199,100	248,200
19	184,600	235,500	931,600	196,200	228,200	213,400	237,600	200,400	249,300
20	186,000	236,900	934,400	197,600	229,500	215,400	238,700	201,500	250,300
21	187,300	238,100	937,000	198,800	230,600	217,300	239,800	202,500	251,000
22	189,600	239,700	939,500	200,300	231,700	219,000	241,400	204,100	252,100
23	191,800	241,200	942,000	201,700	232,800	220,700	243,100	205,700	253,300
24	194,000	242,600	944,500	203,000	233,900	222,400	244,500	207,100	254,400
25	196,200	243,600	947,000	204,600	235,000	223,700	245,700	208,700	255,600
26	197,900	245,100	949,500	205,600	236,200	225,000	247,000	210,100	257,200

27	199,400	246,400	952,000	206,700	237,400	226,100	248,400	211,500	258,700
28	200,900	247,600	954,500	207,800	238,500	227,100	249,700	212,900	260,200
29	202,400	248,700	957,000	209,000	239,500	228,200	251,100	214,600	261,600
30	203,800	249,700	959,500	210,100	240,800	229,000	252,100	215,800	262,800
31	205,200	250,600	962,000	211,200	242,200	229,800	252,900	217,200	263,900
32	206,600	251,500	964,500	212,300	243,400	230,500	253,600	218,300	265,200
33	208,000	252,400	967,000	213,700	244,400	231,600	254,400	219,400	266,300
34	209,300	253,300	969,800	215,000	245,700	232,800	255,300	220,700	267,300
35	210,600	254,100	972,600	216,300	246,600	233,900	256,200	221,900	268,500
36	211,900	254,900	975,400	217,500	247,800	234,900	256,900	222,900	269,500
37	213,200	255,600	978,000	218,500	249,000	235,900	257,600	223,900	270,500
38	214,400	256,700	980,300	219,500	250,100	237,200	258,500	225,000	271,700
39	215,600	257,900	982,600	220,500	251,100	238,500	259,400	226,100	272,700
40	216,700	259,000	984,900	221,500	252,100	239,700	260,300	227,100	273,800
41	217,800	260,200	987,000	222,400	253,000	240,500	260,700	228,000	274,900
42	218,900	261,400	989,300	223,200	253,800	241,500	261,500	228,700	276,200
43	219,900	262,500	991,600	224,000	254,600	242,500	262,300	229,500	277,700
44	220,900	263,600	993,900	224,900	255,400	243,500	263,000	230,300	279,000
45	221,800	264,700	996,000	225,800	256,200	244,500	263,700	231,000	280,400
46	222,700	265,800	998,500	226,700	257,400	245,500	264,400	231,800	281,800
47	223,600	266,900	1,001,000	227,600	258,600	246,400	265,100	232,700	283,200
48	224,500	267,900	1,003,500	228,500	259,700	247,200	265,800	233,400	284,600
49	225,400	268,900	1,006,000	229,200	261,000	248,000	266,500	234,000	286,000
50	226,300	269,900	1,008,300	230,100	262,300	248,900	267,300	234,900	287,200
51	227,200	270,900	1,010,600	231,000	263,400	249,800	268,000	235,900	288,400
52	228,100	271,800	1,012,900	231,800	264,400	250,600	268,900	236,600	289,700
53	228,900	272,700	1,015,000	232,100	265,400	251,200	269,800	237,000	290,700
54	229,800	273,600	1,017,300	232,900	266,500	252,100	270,900	238,000	291,800
55	230,700	274,500	1,019,600	233,500	267,600	253,000	272,000	238,600	292,900
56	231,500	275,400	1,021,900	234,200	268,700	253,800	273,200	239,200	293,900
57	231,800	276,300	1,024,000	234,800	269,400	254,500	274,400	239,900	295,100
58	232,600	277,200	1,026,500	235,400	270,500	255,400	275,800	240,600	296,400

59	233,300	278,100	1,029,000	235,900	271,600	256,000	277,100	241,300	297,700
60	233,900	279,000	1,031,500	236,400	272,500	256,800	278,400	241,900	299,000
61	234,500	280,000	1,034,000	237,000	273,300	257,500	279,600	242,500	300,100
62	235,200	281,000	1,036,300	237,500	274,300	258,200	280,800	243,000	301,500
63	235,800	281,900	1,038,600	238,000	275,200	258,900	281,900	243,500	302,700
64	236,300	282,800	1,040,900	238,600	276,100	259,600	283,000	244,000	304,100
65	236,800	283,300	1,043,000	239,100	276,900	260,200	284,000	244,600	305,200
66	237,300	284,000	1,045,300	239,600	277,900	260,900	285,200	245,400	306,400
67	237,800	284,700	1,047,600	240,200	278,800	261,500	286,400	246,300	307,500
68	238,400	285,600	1,049,900	240,700	279,700	262,100	287,400	247,000	308,600
69	238,900	286,600	1,052,000	241,200	280,600	262,700	288,400	247,900	309,300
70	239,400	287,400	1,054,500	241,700	281,600	263,300	289,800	248,800	310,400
71	239,900	288,200	1,057,000	242,100	282,700	264,100	291,100	249,600	311,600
72	240,400	289,000	1,059,500	242,600	283,700	264,900	292,300	250,200	312,800
73	240,900	289,700	1,062,000	243,100	284,300	266,100	293,300	250,800	314,100
74	241,400	290,200	1,064,300	243,600	284,800	267,200	294,600	251,700	314,800
75	241,800	290,600	1,066,600	244,100	285,300	268,200	295,800	252,500	315,400
76	242,300	291,000	1,068,900	244,600	286,100	269,200	297,000	253,200	316,000
77	242,800	291,200	1,071,000	244,900	286,900	270,100	298,300	253,900	316,700
78	243,300	291,500		245,200	287,500	271,000	299,500	254,800	317,400
79	243,800	291,700		245,500	288,100	271,900	300,700	255,700	318,000
80	244,300	292,000		245,700	288,600	272,800	301,900	256,300	318,600
81	244,700	292,200		245,900	289,100	273,600	302,400	257,000	318,900
82	245,200	292,400		246,200	289,600	274,500	303,600	257,500	319,200
83	245,600	292,700		246,500	290,000	275,400	304,700	258,100	319,800
84	246,000	292,900		246,700	290,300	276,000	305,800	258,700	320,100
85	246,400	293,200		246,900	290,500	276,700	306,900	259,300	320,400
86	246,800	293,500			290,700	277,400	308,100	260,100	320,700
87	247,200	293,800			290,900	278,100	309,300	260,800	321,000
88	247,600	294,100			291,100	278,800	310,400	261,500	321,300
89	248,000	294,400			291,500	279,600	311,500	262,000	321,700
90	248,500	294,800			291,700	280,400	312,700	262,800	322,100

91	248, 800	295, 100	291, 900	281, 200	313, 900	263, 600	322, 400
92	249, 100	295, 500	292, 100	282, 000	315, 000	264, 300	322, 600
93	249, 400	295, 700	292, 500	282, 800	315, 800	264, 700	323, 100
94		295, 900	292, 700	283, 800	316, 500	265, 200	323, 500
95		296, 200	292, 900	284, 700	317, 200	265, 700	323, 700
96		296, 600	293, 200	285, 600	317, 800	266, 400	324, 100
97		296, 800	293, 500	286, 200	318, 300	267, 100	324, 500
98		297, 100	293, 700	286, 800	318, 600	267, 800	324, 900
99		297, 500	293, 900	287, 400	319, 200	268, 500	325, 300
100		297, 900	294, 200	288, 300	319, 800	269, 200	325, 600
101		298, 100	294, 500	289, 100	320, 200	269, 600	325, 800
102		298, 400	294, 700	289, 900	320, 800	270, 100	326, 100
103		298, 800	294, 900	290, 700	321, 400	270, 500	326, 400
104		299, 100	295, 200	291, 500	321, 900	270, 900	326, 700
105		299, 300	295, 500	292, 100	322, 300	271, 100	327, 100
106		299, 600		292, 600	322, 800	271, 300	327, 300
107		300, 000		293, 100	323, 300	271, 600	327, 600
108		300, 300		293, 500	323, 800	271, 900	328, 000
109		300, 500		293, 700	324, 200	272, 200	328, 400
110		300, 900		294, 000	324, 600	272, 500	328, 700
111		301, 300		294, 200	324, 900	272, 800	329, 100
112		301, 600		294, 500	325, 200	273, 000	329, 400
113		301, 800		294, 800	325, 500	273, 300	329, 700
114		302, 000		295, 000	325, 900	273, 600	330, 100
115		302, 300		295, 300	326, 300	273, 900	330, 400
116		302, 700		295, 500	326, 600	274, 300	330, 600
117		302, 900		295, 800	326, 800	274, 600	330, 800
118		303, 100		296, 100	327, 100	274, 900	331, 100
119		303, 400		296, 400	327, 500	275, 300	331, 500
120		303, 700		296, 700	327, 700	275, 700	331, 900
121		304, 100		297, 000	327, 900	275, 900	332, 100
122		304, 300		297, 400	328, 200	276, 100	

123	304, 600	297, 700	328, 500	276, 500
124	304, 900	298, 100	328, 800	276, 800
125	305, 200	298, 300	329, 000	277, 000
126		298, 500	329, 300	277, 300
127		298, 800	329, 700	277, 700
128		299, 200	329, 900	278, 100
129		299, 400	330, 100	278, 300
130		299, 700	330, 300	278, 700
131		300, 100	330, 700	279, 100
132		300, 500	330, 900	279, 400
133		300, 700	331, 200	279, 600
134		301, 000	331, 600	279, 900
135		301, 400	332, 000	280, 300
136		301, 700	332, 400	280, 600
137		301, 900	332, 700	280, 800
138		302, 200	333, 100	281, 100
139		302, 600	333, 500	281, 400
140		302, 900	333, 900	281, 700
141		303, 100	334, 200	281, 900
142		303, 500	334, 600	282, 100
143		303, 900	334, 900	282, 300
144		304, 200	335, 300	282, 600
145		304, 400	335, 600	283, 000
146		304, 600	336, 000	283, 200
147		304, 900	336, 400	283, 500
148		305, 300	336, 800	283, 800
149		305, 500	337, 100	284, 100
150		305, 700	337, 500	284, 300
151		306, 000	337, 900	284, 600
152		306, 300	338, 300	284, 800
153		306, 700	338, 600	285, 100
154		306, 900		

155					307,100		
156					307,400		
157					307,700		
158					308,000		
159					308,300		
160					308,600		
161					309,000		
162					309,300		
163					309,600		
164					309,900		
165					310,300		
166					310,600		
167					310,900		
168					311,200		
169					311,600		

備考

- 1 行政職（一）は、次項から第5項までに掲げる職員以外の全てのものに適用する。
- 2 医療職（一）は、医師について適用する。
- 3 医療職（二）は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職（三）は、看護師、准看護師、保健師等で規則で定めるものに適用する。
- 5 福祉職は、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年今治市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び」を「、」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

(今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年今治市条例第262号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間(市長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第24条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び」を「、」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員</u>、<u>育児短時間勤務職員等</u>、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（<u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。</u>））にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（_____ <u>育児短時間勤務職員等</u>、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、<u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員</u>_____）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p>

3～8 略

(在宅勤務等手当)

第13条の2 住居その他これに準ずるものと

して市長が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

3～8 略

「参 考」

第2条による今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 給与条例第31条第1項又は会計年度任用職員給与条例第26条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 給与条例第31条第1項 _____ に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

「参 考」

第3条による今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与等)</p> <p>第2条 前条の給与等とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬（フルタイム会計年度任用職員の地域手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を含む。）、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(給与等の支給日)</p> <p>第3条 給与等（<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。）及び通勤に係る費用弁償は、その月分を毎月末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日、土曜日又は年末年始の休日でない日）に支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、</p>	<p>(給与等)</p> <p>第2条 前条の給与等とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当<u>及び期末手当</u>_____をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬（フルタイム会計年度任用職員の地域手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を含む。）<u>及び期末手当</u>_____をいう。</p> <p>(給与等の支給日)</p> <p>第3条 給与等（<u>期末手当</u>_____を除く。）及び通勤に係る費用弁償は、その月分を毎月末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日、土曜日又は年末年始の休日でない日）に支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、</p>

宿日直手当及び特殊勤務手当並びにこれらに相当する報酬は、その月分を翌月の給与等の支給日に支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第8条の2 給与条例第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬)

第16条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第13条の2に規定する在宅勤務等手当の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 正規の勤務時間

_____を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

2～5 略

(会計年度任用職員の期末手当)

第26条 期末手当は、任期が6月以上の会計年

宿日直手当及び特殊勤務手当並びにこれらに相当する報酬は、その月分を翌月の給与等の支給日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

2～5 略

(会計年度任用職員の期末手当)

第26条 期末手当は、任期が6月以上の会計年

度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるものを含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもののうち、市長が規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3～5 略

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条の2 勤勉手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるものを含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもののうち、市長が規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した

度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるものを含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下_____「基準日」という。）にそれぞれ在職するものうち、市長が規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3～5 略

会計年度任用職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前条第3項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、給与条例第29条中「前条第1項」とあるのは「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

附 則

（経過措置）

2 当分の間、第26条第2項中「100分の120」

(令和2年6月に支給する期末手当に係る
在職期間の特例)

2 略

とあるのは、「100分の100」とする。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る
在職期間の特例)

3 略

「参 考」

第4条による単純な労務に雇用される職員の給与
の種類及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(会計年度任用職員の給与)	(会計年度任用職員の給与)
<p>第20条 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>2 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第20条 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当_____及び退職手当とする。</p> <p>2 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当<u>及び</u>期末手当_____とする。</p> <p>3 略</p>

「参 考」

第5条による今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p>第10条の2 <u>住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間(市長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第24条 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当</u>とする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にか</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第24条 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当_____及び退職手当とする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にか</p>

かわらず、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、 期末手当及び勤勉手当とする。

3 略

かわらず、給料、地域手当、通勤手当 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及 期末手当 とする。

3 略

今治市庁舎構内駐車場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

急速充電器の設置に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市庁舎構内駐車場条例の一部を改正する条例

今治市庁舎構内駐車場条例（平成17年今治市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (4) その他市長が必要があると認める者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市庁舎構内駐車場条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(駐車場の使用)</p> <p>第4条 駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) その他市長が必要があると認める者</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(駐車場の使用)</p> <p>第4条 駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <hr/> <p>2・3 略</p>

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市国際人育成基金を廃止しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市国際人育成基金の項を削る。

別表第3 今治市国際人育成基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1		別表第 1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
略		略	
今治市職員退職手当 基金	市職員の退職手当の資 金に充てる。	今治市職員退職手当 基金	市職員の退職手当の資 金に充てる。
		今治市国際人育成基 金	国際理解教育と国際化 に対応できる人づくり の資金に充てる。
今治市郷土文化保存 基金	郷土文化の保存の資金 に充てる。	今治市郷土文化保存 基金	郷土文化の保存の資金 に充てる。
略		略	
別表第 3		別表第 3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
略		略	
今治市職員退職手当 基金	一般会計	今治市職員退職手当 基金	一般会計
		今治市国際人育成基 金	一般会計
今治市郷土文化保存 基金	一般会計	今治市郷土文化保存 基金	一般会計
略		略	

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請期限を見直し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

第51条第2項中「前7日」を削る。

第71条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに」を「申請は」に、「市長に提出しなければならない」を「、市長に提出することにより行うものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第89条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに」を「申請は」に、「これを市長に提出しなければならない」を「て、市長に提出することにより行うものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第90条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに」を「前項の申請は」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第90条第2項中「第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに」を「の申請は」に、「しなければならない」を「することにより行うものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第139条の3第3項を同条第4項とし、同条第2項中「規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに」を「申請は」に、「市長に提出しなければならない」を「、市長に提出することにより行うものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項

の次に次の1項を加える。

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(市民税に関する適用区分)

第2条 この条例による改正後の第51条の規定は、令和6年度以後の年度分の市民税について適用し、令和5年度までの市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する適用区分)

第3条 この条例による改正後の第71条の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する適用区分)

第4条 この条例による改正後の第89条及び第90条の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和5年度までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する適用区分)

第5条 この条例による改正後の第139条の3の規定は、令和6年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、令和5年度までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p><u>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の申請は</u> _____ 次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <hr/> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を</p>

添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(5) 略

4 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の申請は

_____、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(8) 略

4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の申請は

_____、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付

添付して市長に提出しなければならない

_____。

(1)～(5) 略

3 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない_____。

(1)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付

された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された障害者等又は障害者等と生計を一にする者若しくは障害者等（障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出することにより行うものとする。

(1)～(6) 略

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

5 前項の申請は

された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された障害者等又は障害者等と生計を一にする者若しくは障害者等（障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない

一。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日まで

一、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第3項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 前条第4項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の申請は

一、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(3) 略

4 略

に、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略

今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市消防関係手数料条例（平成17年今治市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表3の項手数料金額（1件につき）の欄第5号ア中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同号イ中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同号ウ中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同号エ中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同号オ中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同号カ中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同号キ中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同号ク中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料について適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防関係手数料条例改正条項新旧対象表

新		旧	
別表		別表	
手数料を徴収する事務	手数料の金額（1件につき）	手数料を徴収する事務	手数料の金額（1件につき）
1～2 略		1～2 略	
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

1,720,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量
が10,000キロリットル以
上50,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

1,920,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量
が50,000キロリットル以
上100,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

2,360,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量
が100,000キロリットル以
上200,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

2,740,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量
が200,000キロリットル以
上300,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

5,640,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量
が300,000キロリットル以
上400,000キロリットル未

1,410,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量
が10,000キロリットル以
上50,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

1,590,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量
が50,000キロリットル以
上100,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

1,950,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量
が100,000キロリットル以
上200,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

2,270,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量
が200,000キロリットル以
上300,000キロリットル未
満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

4,550,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量
が300,000キロリットル以
上400,000キロリットル未

満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

7,240,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル以
上の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

8,790,000円

(6)～(12) 略

略

満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

5,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量
が400,000キロリットル以
上の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯蔵所

7,070,000円

(6)～(12) 略

略

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条にお</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければなら</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(電磁的記録)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条にお</p>

いて同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

いて同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めようとするもの。

今治市介護保険条例の一部を改正する条例

今治市介護保険条例（平成17年今治市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,800円」を「33,500円」に改め、同項第2号中「55,200円」を「50,400円」に改め、同項第3号中「55,200円」を「50,800円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 139,900円

(11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 154,700円

(12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 169,400円

(13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 176,700円

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,100円」を「21,000円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「36,800円」を「35,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「51,600円」を「50,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市介護保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,500円</u></p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,800円</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) <u>政令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>139,900円</u></p> <p>(11) <u>政令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>154,700円</u></p> <p>(12) <u>政令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>169,400円</u></p> <p>(13) <u>政令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>176,700円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者に</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,800円</u></p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,100円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者に</p>

についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,700円とする。

- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,400円とする。

についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,800円とする。

- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,600円とする。

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「市町村、」の次に「法第115条の46第1項に規定する」を、「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を、「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条第1項中「利用者の数」の次に「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）」を加え、「35」を「44」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「際しては」を「際し」に、「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同号を同条第13号の2とし、同条第15号中「少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録すること」を「次に定めるところにより行わなければならない。」に改め、同号に次のように加える。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アに規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第16条中第15号を第14号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を第18号の2とし、第21号を第18号の3とし、第22号を第19号とし、第23号を第19号の2とし、第24号を第20号とし、第25号から第29号までを4号ずつ繰り上げ、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第26号とし、同条第31号を同条第27号とする。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条第3項（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

「参 考」

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（<u>法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。以下同じ。）の員数の基準は、利用者の数（<u>当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、<u>_____</u> <u>_____</u>地域包括支援センター<u>_____</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者<u>_____</u> <u>_____</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。以下同じ。）の員数の基準は、利用者の数<u>_____</u> <u>_____</u></p>

第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

- 3 第1項に規定する介護支援専門員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
（管理者）

第6条 略

2 略

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、

_____が35又はその端数を増すごとに1とする。

- 2 前項の_____介護支援専門員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
（管理者）

第6条 略

2 略

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、

次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し____、あらかじめ、利用者____又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること____

_____等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定

次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) 略

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等 _____ 又は薬剤師に提供すること。

(14) 介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない

_____。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アに規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつ

(3)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録すること。

援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の業務を適正に行うことができるよう配慮すること。

(27) 略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要_____事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

_____指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の業務を適正に行うことができるよう配慮すること。

(31) 略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備及び保存)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(3) 第19条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年今治市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ、」の次に「利用者又はその家族に対し、」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の

選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「次章」を「第4章」に改め、「規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号中「行うこと」を「行わなければならない」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書きの規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第24条第3項（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

「参 考」

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> _____ <u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u> _____ _____は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所</u> _____ _____ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u> _____ _____管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地</p>

域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護

予防支援事業者が第1項の規定により置く
管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚
生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に
規定する主任介護支援専門員（以下この項に
おいて「主任介護支援専門員」という。）で
なければならない。ただし、主任介護支援専
門員の確保が著しく困難である等やむを得
ない理由がある場合については、介護支援専
門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1
項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する

者でなければならない。ただし、次に掲げる
場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防
支援事業所の介護支援専門員の職務に従
事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事す
る場合（その管理する指定介護予防支援事
業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防
支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用
者又はその家族に対し、介護予防サービス計
画が第4条に規定する基本方針及び利用者
の希望に基づき作成されるものであり、利用
者は複数の指定介護予防サービス事業者（法
第53条第1項に規定する指定介護予防サー

域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護

予防支援事業者が第1項の規定により置く
管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚
生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に
規定する主任介護支援専門員（以下この項に
おいて「主任介護支援専門員」という。）で
なければならない。ただし、主任介護支援専
門員の確保が著しく困難である等やむを得
ない理由がある場合については、介護支援専
門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1
項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する

者でなければならない。ただし、次に掲げる
場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防
支援事業所の介護支援専門員の職務に従
事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事す
る場合（その管理する指定介護予防支援事
業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防
支援の提供の開始に際し、あらかじめ、
_____介護予防サービス計
画が第4条に規定する基本方針及び利用者
の希望に基づき作成されるものであり、利用
者は複数の指定介護予防サービス事業者（法
第53条第1項に規定する指定介護予防サー

ビス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利

ビス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____

_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利

用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____第140条の66第1号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び第4章の規定(第33条第29号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない

用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者 _____は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に_____掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない

い。

2 指定介護予防支援事業者は、重要
事項を記載した書面を当該指定介護予防
支援事業所に備え付け、かつ、これをいつで
も関係者に自由に閲覧させることにより、前
項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、
重要事項をウェブサイトに掲載しなければ
ならない。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対す
る指定介護予防支援の提供に関する次の各
号に掲げる記録を整備し、その完結の日から
5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項
を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ 略

エ 第33条第15号の規定による評価の結
果の記録

オ 略

(3) 第33条第2号の3の規定による身体
的拘束その他利用者の行動を制限する行
為(第33条第2号の2及び第2号の3にお
いて「身体的拘束等」という。)の態様及
び時間、その際の利用者の心身の状況並び
に緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市町村への通知
に係る記録

い。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定す
る事項を記載した書面を当該指定介護予防
支援事業所に備え付け、かつ、これをいつで
も関係者に自由に閲覧させることにより、同
項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対す
る指定介護予防支援の提供に関する次の各
号に掲げる記録を整備し、その完結の日から
5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項
を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ 略

エ 第33条第15号に規定する評価の結
果の記録

オ 略

(3) 第18条に規定する市町村への通知
に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) 略

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(15) 略

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと

_____。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並

_____, 利用者
者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及

びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書きの規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(17)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

イ 利用者の居宅を訪問しない月_____

_____においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(17)～(28) 略

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」の次に「第1項」を加え、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第2項中「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第11項」を「第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）」を、「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。
- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養

型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「病院」を「医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項第4号を次のように改める。

(4) 介護医療院

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、改正後の今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

「参 考」

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条____、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)</u>第48条第1項第3号に規定する<u>指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p>

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援_____が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助

(12) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助

を行わなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の
具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従
業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介
護看護の方針は、次に掲げるところによるも
のとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護の提供に当たっては、当該利用者又は他
の利用者等の生命又は身体を保護するた
め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘
束その他利用者の行動を制限する行為(以
下「身体的拘束等」という。)を行っては
ならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、
その態様及び時間、その際の利用者の心身
の状況並びに緊急やむを得ない理由を記
録しなければならない。

(10)・(11) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程
の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
従業者の勤務の体制その他の利用申込者の
サービスの選択に資すると認められる重要
事項(以下この条において単に「重要事項」
という。)を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業者は、重要_____事項を記載した書面

を行わなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の
具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従
業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介
護看護の方針は、次に掲げるところによるも
のとする。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程
の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
従業者の勤務の体制その他の利用申込者の
サービスの選択に資すると認められる重要
事項_____を
_____を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業者は、前項に規定する事項を記載した書面

を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 略
- (4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について

を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 略
- (4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について

の記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利

の記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利

用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げる

用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げる

ところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項

ところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に_____掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する_____提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する_____市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項

の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項
の規定による事故の状況及び事故に際し
て採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者
は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専
らその職務に従事する常勤の管理者を置か
なければならない。ただし、指定地域密着型
通所介護事業所の管理上支障がない場合は、
当該指定地域密着型通所介護事業所の他の
職務に従事し、又は_____他の事
業所、施設等の職務に従事することができる
ものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方
針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針
は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当
たっては、当該利用者又は他の利用者等の
生命又は身体を保護するため緊急やむを
得ない場合を除き、身体的拘束等を行って
はならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、
その態様及び時間、その際の利用者の心身
の状況並びに緊急やむを得ない理由を記
録しなければならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項
に規定する 事故の状況及び事故に際し
て採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者
は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専
らその職務に従事する常勤の管理者を置か
なければならない。ただし、指定地域密着型
通所介護事業所の管理上支障がない場合は、
当該指定地域密着型通所介護事業所の他の
職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事
業所、施設等の職務に従事することができる
ものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方
針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針
は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に_____掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援_____、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは_____

_____指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設

等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条_____において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏ま

等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏ま

えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に_____掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 又は介護医療院	介護職員
略		

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	介護職員
略		

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者

いう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第64条第3項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

_____を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策

いう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第64条第3項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

ない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第125条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

これらの事業所、施設等が同一敷地内にある

こと等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第125条 略

係る指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 略

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備

2・3 略

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備

し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは

し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条_____の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは

「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8～10 略

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場

「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) 略

8～10 略

合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

(管理者)

等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を定めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略
(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 略
(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有す

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有す

る者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) _____

(4) 略

9～17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること

る者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法_____第1条の5第2項に規定する診療所とすること

とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなけ

とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師 _____

との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなけ

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院

した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、

2 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、

第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

6 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5

5 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5

項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 介護医療院

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事

項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事

業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない

業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

_____妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

い。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(8)～(12) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定

(7)～(11) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定

による市町村への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模

する市町村への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模

多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「以下同じ。」を削り、「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条」を「第44条」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなら

ない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた

めの委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

「参 考」

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。_____）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。_____）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。_____）、指定地域密</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密</p>

着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

_____の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事するこ

着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同

_____の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事するこ

ととしても差し支えない。

2 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要_____事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

ととしても差し支えない。

2 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に_____掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項に規定する_____提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(3) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

_____に従事するこ

とができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 _____を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周

生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に
掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 略
(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略
(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)

定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘

2・3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に _____ 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する 身体的拘

束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるの

束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条_____の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるの

は「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

は「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

伯方船越団地を廃止しようとするもの。

今治市営住宅条例の一部を改正する条例

今治市営住宅条例（令和5年今治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の部 伯方船越団地の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市営住宅指定管理者選定審議会の項中「、伯方船越団地」を削る。

「参 考」

今治市営住宅条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
住宅の種類	名称	位置	住宅の種類	名称	位置
公営住宅	略		公営住宅	略	
	伯方古江団地	今治市伯方町木浦 甲3944番地1		伯方古江団地	今治市伯方町木浦 甲3944番地1
				伯方船越団地	今治市伯方町北浦 甲114番地2
	伯方峠ノ越団地	今治市伯方町木浦 甲557番地1		伯方峠ノ越団地	今治市伯方町木浦 甲557番地1
	略			略	
略			略		

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

與和木農業集落排水処理施設を廃止し、九和農業集落排水処理施設に統合しようとするもの。

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第1 興和木地区の項を削り、同表九和地区の項中「及び」を「、」に改め、「御厩」の次に「及び興和木」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市小規模下水道条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
地区	名称	主たる施設 の位置	処理区域	地区	名称	主たる施設 の位置	処理区域
略				略			
				與和木 地区	與和木農 業集落排 水処理施 設	今治市玉川 町與和木甲 809番地11	今治市玉川町 與和木の地域 で市長が告示 する区域
九和地 区	九和農業 集落排水 処理施設	今治市玉川 町法界寺甲 403番地	今治市玉川町 法界寺、大野、 摺木、三反地、 長谷、鍋地、 桂、__御厩及 び與和木の地 域で市長が告 示する区域	九和地 区	九和農業 集落排水 処理施設	今治市玉川 町法界寺甲 403番地	今治市玉川町 法界寺、大野、 摺木、三反地、 長谷、鍋地、 桂及び御厩__ __の地 域で市長が告 示する区域
略				略			

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防団員等公務災害補償条例改正条項新旧対照表

新				旧			
(補償基礎額)				(補償基礎額)			
第5条 略				第5条 略			
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。				2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。			
(1) 略				(1) 略			
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。				(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。			
3・4 略				3・4 略			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団	円	円	円	団長及び副団	円	円	円

長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200	長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200
分団長及び副 分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	分団長及び副 分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及 び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	部長、班長及 び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
備考 略				備考 略			

吉海町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

防災行政無線通信施設の撤去に伴い、関係条例を廃止しようとするもの。

吉海町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 吉海町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（平成12年吉海町条例第1号）
- (2) 吉海町防災行政無線通信施設設置事業分担金徴収条例（平成12年吉海町条例第2号）
- (3) 大三島町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（昭和63年大三島町条例第13号）
- (4) 大三島町防災行政無線通信施設設置事業分担金徴収条例（昭和63年大三島町条例第14号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市営土地改良事業の施行について（大畑地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | ため池整備事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 大畑地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和6年度～令和8年度 |
| 4 | 工種 | ため池改修 |
| 5 | 概算事業費 | 120,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

ため池整備事業（大畑地区）

工事概要

ため池改修 1箇所

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（登畑地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 登畑地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和6年度～令和7年度 |
| 4 | 工種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 19,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県单独補助土地改良事業（登畑地区）

工事概要

水路工 L=125m

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（神宮地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 神宮地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和6年度～令和8年度 |
| 4 | 工種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 18,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県单独補助土地改良事業（神宮地区）

工事概要

水路工 L=90m

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

船舶交通特別会計への繰入れについて（令和6年度）

船舶交通特別会計は、令和6年度今治市一般会計から77,850千円以内を繰り入れる。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（令和6年度）

港湾事業特別会計は、令和6年度今治市一般会計から162,601千円以内を繰り入れる。

令和6年3月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。